

国住参マ第80－2号  
令和6年6月7日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長  
( 公 印 省 略 )

### マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

マンションを巡っては、建物の高経年化と居住者の高齢化の「2つの老い」が進行し、これに伴い様々な課題が顕在化しつつあります。こうした状況に対応するため、国土交通省では、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和5年8月に、マンション政策全般にわたる議論のとりまとめが行われました。また、同年10月には、検討会のとりまとめに基づき「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）が設置され、令和6年6月7日に議論のとりまとめが行われたところです。

今般、WGにおける議論のとりまとめ及びパブリック・コメントの結果等を踏まえ、マンション標準管理規約（単棟型（別添1）、団地型（別添3）、複合用途型（別添5））及びマンション標準管理規約コメント（単棟型（別添2）、団地型（別添4）、複合用途型（別添6））を改正しましたので、通知します。

ついては、貴団体の事業の実施に当たり、今回の改正の趣旨をご理解の上、マンションの管理規約に関係する者に対してマンション標準管理規約を周知いただくよう、特段のご配慮をお願いします。

国住参マ第81－2号  
令和6年6月7日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）  
（ 公 印 省 略 ）

「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」及び「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」の改定等及び公表について

マンションを巡っては、建物と居住者の両方における高齢化の進行が見込まれており、こうした傾向とあわせてマンションの管理や再生等に関する様々な課題が顕在化してきています。こうした課題に対応するため、国土交通省では、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和5年8月に、マンション政策全般についてとりまとめが行われました。また、同年10月には、検討会のとりまとめに基づいて「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ」が設置され、令和6年5月17日には議論のとりまとめとして、段階増額積立方式の適切な引上げの考え方が示されたところです。

これを踏まえ、今般、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」及び「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」について、段階増額積立方式の適切な引上げの考え方に関する内容の追記等を行いましたので、通知します。

ついては、貴団体の事業の実施に当たり、今回の改正の趣旨をご理解の上、本ガイドラインに関係する者に対して本ガイドラインを周知いただくよう、特段のご配慮をお願いします。